

忠類地域住宅用地分譲要領

1 申込受付

期 間 随時（原則、郵送での申込みは受付できません。）

時 間 午前9時～午後5時

場 所 幕別町役場忠類総合支所地域振興課

2 申込み・問合せ先

〒089-1707

北海道中川郡幕別町忠類錦町 439 番地 1

幕別町役場忠類総合支所地域振興課

電話 01558-8-2111

3 申込方法と制限

(1) 次の書類を幕別町役場忠類総合支所に提出してください。

①宅地分譲申込書（町ホームページから様式をダウンロードできます。）

②身分証明書（本籍地発行） 1通（個人で申込の方）

③住民票謄本（家族全員のもの） 1通（個人で申込の方）

④納税証明書（市町村民税） 1通

⑤幕別町忠類地域民間賃貸住宅建設促進事業助成金に関する要綱（以下「民間賃貸住宅建設促進事業要綱」という。）第4条において認定申請される住宅建設者は、商業法人用の履歴事項全部証明書（法務局発行） 1通

(2) 申込みされる場合、次のことにご注意ください。

① 一世帯一区画のみの申込みとします。（一世帯で複数区画の申込みは出来ません。）

② 白銀町分譲地（戸建用）は、子育て世代等の申込みとします。

③ 申込みの際は、希望区画番号を必ず記入してください。

④ 店舗・事務所等のみの建築、賃貸住宅あるいは社宅等の建築は出来ません。

⑤ 民間賃貸住宅建設促進事業要綱において建築する場合は、①及び③は適用しない。

4 募集する団地名・宅地・価格

別紙『錦町分譲地区画図』のとおり。

5 募集開始及び区画の決定

(1) 白銀町分譲地（賃貸用）

平成28年7月1日から募集開始する。7月1日から7月20日までを第1回募集期間とし、申込み多数の場合は抽選とする。

第1回募集期間期間終了後は随時募集する。

(2) 白銀町分譲地（戸建用）及び錦町分譲地（戸建用）

平成28年8月1日から募集開始する。8月1日から8月15日までを第1回募集期間とし、1区画に申込み者が複数人いる場合は抽選とする。

第1回募集期間終了後は随時募集する。

6 申込者の資格

分譲いたします宅地の申込みは、次の条件を備えている方に限ります。

- ①原則として、自己が居住する住宅等を建築するための宅地を必要としていること。
- ②土地売買契約締結後2年以内に、土地売買契約に定める建築物を建築できること。
- ③土地の売買代金を確実に支払いできること。
- ④市町村民税の滞納がないこと。
- ⑤民間賃貸住宅建設促進事業要綱において建築する場合は、①及び②は適用しない。

7 売買契約

町が指定した期日に、土地売買契約を締結していただきます。

- (1) 契約に必要な収入印紙代は、譲受人の負担となります。
- (2) 譲受人と決定した方が指定した期日までに契約を締結しないときは、特別な事情がない限り決定を取り消します。
- (3) 契約に必要な書類等は次のとおりです。
 - ① 印鑑（登録してあるもの）
 - ② 印鑑証明書 1通
 - ③ 収入印紙
- (4) 契約前には購入区画を実際に現地へ行って確認をしてください。（周辺状況も確認してください。）

8 代金の支払方法

- (1) 土地の売買代金は、契約締結後90日以内に全額一括払いとします。

(2) 振込先は次のとおりです。

- ① 金融機関名 北洋銀行幕別支店
- ② 口座名義 幕別町会計管理者
- ③ 口座の種類 普通
- ④ 口座番号 0000020

9 所有権移転及び引渡し時期

- (1) 売買代金の支払いが完了した後に、所有権移転仮登記を行います。
- (2) 契約締結後2年以内に契約に定める建築物を建築した後、所有権移転登記を行い、土地を引渡します。
- (3) 登記に係る費用は、譲受人の負担となります。
- (4) 登記は、町が嘱託で行いますが、事務処理の都合で多少遅れる場合がありますのでご了承ください。
- (5) 登記に必要な書類等は次のとおりです。
 - ① 住民票抄本（登記名義人本人のもの）1通
 - ② 登録免許税（税額については別途連絡します。）
 - ③ 民間賃貸住宅建設促進事業要綱第4条において認定された住宅建設者で、十勝管外の法人については商業法人用の履歴事項全部証明書（法務局発行）1通

10 契約の解除

- (1) 契約の解除をするとき
譲受人が契約に定める義務を履行しないとき、または次の行為の一に該当するときは、町は契約の解除をします。
 - ① 資格を偽り、不正な方法で土地を譲り受けたとき。
 - ② 売買契約に違反したとき。
 - ③ 譲受人の都合により、契約解除の申し出があったとき。
- (2) 契約解除した場合の取り扱い
 - ① 土地を契約時の状態に戻して町に返還していただきます。
 - ② 契約書に定める手数料として、売買代金の5%をいただきます。
 - ③ 所有権移転仮登記を抹消します。

11 損失補償

町が当該契約を解除したことによって、譲受人が万一損失を受けるようなことがあ

っても、町はその補償はいたしません。

12 公租公課の負担

譲渡した土地にかかる公租公課その他の負担金については、土地の引渡し以後に賦課されるものについては、課税名義にかかわらず譲受人の負担とします。

13 建築できる建物

宅地の分譲を受けて建築物を建築する方は、建築基準法（昭和 25 年法律第 205 号）その他関係法令に定めるもののほか、下記によらなければなりません。

なお、忠類地域は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による規制等はありません。

- (1) 原則として、自己が自ら居住するための住宅等を建築すること。
- (2) 一戸建てで、建築物の延べ面積が 40 m²以上であること。
- (3) 屋根からの落雪が、隣接地及び道路用地に入らないよう留意すること。
- (4) 民間賃貸住宅建設促進事業要綱において賃貸住宅を建築する場合は、(1)及び(2)は適用しない。

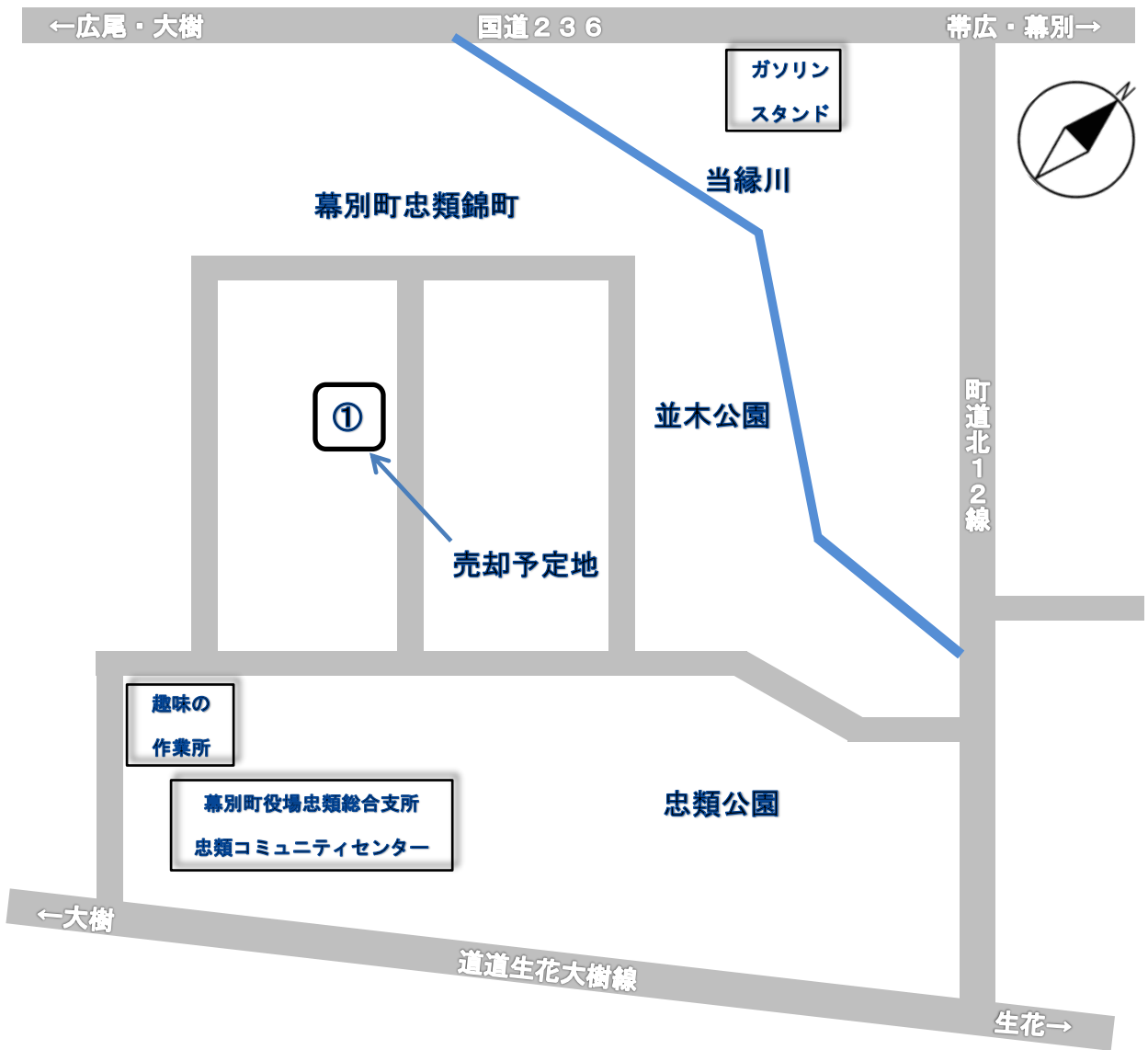
14 その他の約束事項

- (1) 契約締結後に住所を変更したときは、速やかに町にお知らせください。
- (2) 売買代金が完済しない前に、住宅・車庫・物置及び庭木等を設けてはなりません。
- (3) 建築工事等によって、歩道舗装・縁石・その他の公共設備を破損した場合の補修は原因者の負担とし、町はその責任を負いません。

15 土地の管理について

防火・衛生・防犯等のため、適宜雑草の刈り取りと清掃を実施してください。

錦町しらかば団地区画図



(令和4年4月1日現在)

区画番号	地番	面積	販売価格
①	忠類錦町 432 番地 60	463 m ² (約 140 坪)	1,140,000 円 (8,130 円/坪)